

## 第1章 調査の概要

平成15年7月に公表した「美しい国づくり政策大綱」において、良好な景観形成に持続的に取り組むためのシステムを確立する観点から位置づけられた、「公共事業における景観アセスメント（景観評価）システム」が平成16～18年度の試行結果を経て、平成19年度から本格運用開始となった。

このシステムの試行期間中、事業の事後評価については景観整備方針に基づいた事業の適切な実施という視点で位置づけていたが、利用者や住民の意識や活動、公共施設周辺の民間建築等に事業の結果として表れる波及効果については、その測定・評価手法が学会等の研究においても確立されておらず、また、事業の本体を評価するものではないことなどから、事後評価の対象として認識されていなかった。

この状況の中、平成19年2月に開催された土木学会景観・デザイン委員会から、公共事業における景観評価のあり方に関する報告書が公表され、この中で、景観整備に関する社会的な説明責任を果たし、国民の理解を得るために、公共事業を通じた景観形成による波及効果を事業の事後評価によって把握することが必要とされた。このため、公共事業において景観形成に関する社会的な理解を得ながら、持続的に事業を実施するには、各事業に適用できる景観形成の波及効果把握手法の確立が急務となっている。本調査は、こうした社会の機運に迅速に対応していくものである。

本調査では、景観に配慮した計画・設計を行った実施済み事業のうち代表的な事例を対象にそれぞれの景観形成への波及効果を把握した。また本調査は、それらの事例を踏まえて、各事業に適用できる景観形成の波及効果把握手法を確立したものであり、波及効果の提示を通じ、景観に配慮した公共事業の試行に資するものである。

本報告書の構成を以下に示す。

第2章では、既存の景観形成に関する事業や事後評価の取組み例などを参照して、景観形成の事後評価に関する切り口の整理を行う。第3章では、観察によって把握できる効果（人の活動や周辺環境の物理的変化など）や、意見聴取（アンケート等）によって把握できる効果（地域住民や利用者の評価など）について、位置づけおよび把握手法の検討を行う。第4章では、ケーススタディの実施を行う。具体的には、実施方針の検討、対象事例の選定（国内13事例）、事後評価手法の事例ごとの検討、事後評価の実施を行う。第5章では、第4章で得られたケーススタディ結果を踏まえ、景観の事後評価全体の枠組み、ならびに景観評価の項目やそれらを表現する指標及び評価手法について取りまとめを行う。以上を踏まえ、第6章では、公共事業における景観形成の波及効果把握手法を確立し、事後評価を行う際に着目すべき視点とそれを表す指標、調査方法などを示したガイドラインとして取りまとめを行う。